

享保期における新田開発：武蔵国足立郡見沼新田を中心として

上田, 加代子 / UEDA, Kayoko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

25

(開始ページ / Start Page)

104

(終了ページ / End Page)

113

(発行年 / Year)

1973-02-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010921>

享保期における新田開発

——武蔵国足立郡見沼新田を中心として——

上 田 加 代 子

はじめに

享保改革の財政建て直し策の一環として実施された新田開発は、基本的には年貢増徴を企図したものであったことは言うまでもない。しかし、その実態については、地域によっては異なった様相を示しながら成立したといえよう。

享保一二年（一七二七）勘定吟味役格井沢弥惣兵衛為永によって起工された見沼新田の開発及び見沼代用水路の開鑿は、総工費約二万両を費し新田一、一七五町歩を開発、幕府は新田請地の地代金として一、一〇四両・又検地後は年々年貢として四、九六〇石を取得し、また代用水路の開鑿によって沼地約六〇〇町歩を干拓するといふものであった。⁽¹⁾

この地域は、見沼ばかりでなく利根川・荒川の二大河川の間には多くの沼地が散在していて、見沼同様用水源とされていたが、これら溜井の集水区域は比較的小範囲であったため、時代を経るにつれて下流地域は灌漑用水が不足し、他方上流地域は悪水の吐け

口に苦しみ、大雨に際して水害を受けるといふ状態であった。⁽²⁾このため、幕府は一二〇〇町歩の広さをもつ見沼を干拓し開発すると同時に、利根川・荒川の二大河川の治水策をも考慮してこの工事を行ない、その結果、従来、溜池として存在していた諸沼は無用のものとなり干拓されたのである。この工事は、単に見沼を干拓してこれに代る用水源として代用水路を開鑿したというだけでなく、このような大きな意味をもって行なわれたものである。

このように、大きな規模で実施された見沼新田の開発について、主として埼玉県立文書館所蔵文書によって考察していきたいと思ふ。

一

(1)

見沼は新田として開発される享保一三年以前においては、江戸商人達の漁獵の場として⁽³⁾、また、寛永六年（一六二九）には関東

表(1)

村名	保名 正保 絵図	禄名 元絵 図名	支配状況 享保期	年代 総検年	以前 高石
三室村	同	同	{直轄領 水川社領 直轄領	元禄3	石 956. 213
大間木村	合野村	大間木村	"		317. 983
辻村	同	同	"		268. 017
大崎村	同	同	"	元和1	215. 628
下木崎村	木崎村	下木崎村	{直轄領 水川社領 後島右衛門領	元禄3	184. 297
下土呂村	土呂村	土呂村	"	寛文5	114. 456
高鼻村	一	高鼻村	水川社領	天正20	100. 000
片柳村	同	同	{直轄領 萬年寺領 直轄領	元禄10	99. 902
差間村	指間村	指間村	"	"	85. 808
大牧村	同	同	"	元禄2	84. 791
大行村	一	一	"	"	83. 290
上土呂村	土呂村	土呂村	{伏見伊右衛門領 初鹿野次郎兵衛領	寛文5	81. 026
新井村	同	同	"	"	50. 300
新宮村	一	一	水川社領	"	50. 000
西山村	山	山	伏見伊右衛門領	元禄10	37. 458
東山村	山	山	直轄領	"	27. 458
間宮村	同	同	"	"	17. 375

(「新編武蔵風土記稿」7・8巻、「武蔵国郡村誌」1・2巻
「開村文書」見沼新田御開発御用留帳、「見沼開墾地割帳」より作成)

柳村・辻村・大崎村・間宮村・差間村・行衛村・大間木村の一七ヶ村は、次章で見られるように、見沼干拓工事に際して村請で新田開発を行なうよう幕府に願ひ出て許可されており、見沼新田はこの一七ヶ村を中心として開発されていくのである。

一七ヶ村各村の成立年代は明らかではないが、高鼻村・宮本村・行衛村を除いては徳川氏の関東入国の天正一八年(一五九〇)には既に村として成立していた⁽¹⁰⁾。高鼻村については、「武蔵国郡村誌」によると、村としての成立は正保から元禄であろうとしている。宮本村・行衛村については、正保絵図にも元禄絵図にもその名は見られず、ただ享保年中の絵図によってその存在・位置を知るのみで明らかではない。

表(1)に示したように、この一七ヶ村の支配状況は幕府直轄地が八村・私領三村・寺社領二村で、そのうち入組地が四村である。また地理的にも江戸の外郭であることから、図(A)にみられるように、その支配形態は複雑であったといえよう。

次に、この一七ヶ村の経済状態であるが、新田開発時の石高は表(1)にみられるように、三室村の九五六石余と高宮村の一七石というようにその差は著しいが、平均一五〇石余りであり、比較的安定した村落といえよう。また、享保期の村の状況を知る史料がないのでわからないが、天保一三年の三室村明細帳には、稲作はなく全部畑で、作物としては大麦・小麦・菜種・荏・大豆・小豆・さつま芋などの雑穀を作っており、農閑諸職人として、大工・桶大工・木挽などを行ない、また荒物商等の農閑商いをする者も多く、他に酒造や醬油造りをやっていたことが明らかにされ

ている。享保期においても、水田がなく畑だけであったことは、享保一二年（一七二七）井沢弥惣兵衛に差出した願い書きに、「見沼廻り之義い田方一切無御座候ニ付」とあることから明らかであるが、この天保一三年（一八四二）の明細帳から直線的に推測すれば、享保期においても畑作物として大麦・小麦・大豆などを作っていたであろうし、また農間渡世として荒物商いや大工・木挽・酒造・醬油造りなどをしていたであろうと考えられる。これを史料の上から追求することはできなかったが、このような商品作物の栽培や農間渡世は、享保期においても江戸近郊の経済圏の中に組み入れられていったであろうと思われ、村としては比較的安定していたのではないかと思われるのである。

二

享保一〇年（一七二五）九月に開発を開始した見沼新田の開発事業推進に際して、幾度となく新田の開発を見沼沿村の一七ヶ村の村請で行なうよう願い書が出されている。享保一二年八月、勘定吟味役井沢弥惣兵衛為永に差し出した新田請願は次の如くである。

乍恐以書付奉申上候

- 一、見沼御新田之儀、先達而奉願候十七ヶ村江被為仰付被下置、村々田地割合之儀ハ十七ヶ村ニ而半分ハ面割半分ハ村高割ニ而仕、村々地先ニ而割取……村々地境村境より沼中江取極候管ニ申合候事

一、見沼廻り之儀ハ田方一切無御座候ニ付只今迄ハ一二里遠方

享保期における新田開発（上田）

之他村之古田ヲ小作仕付申候処、御新田被為仰付被下置他村小作仕候共、田地相返し御新田大切ニ仕立仕付耕作仕申合候ニ付何程之御新田被下置候共不作之場所一切仕間敷事

一、若新田之内古来より願之町人江御新田相応に被下置候ハ、御願仕候村々之内砂村・本郷村・木曾呂村下右三ヶ村地先之分何分ニも被仰付次第違背不奉申上候事⁽¹⁵⁾

このように、開発後の地割・耕作等について申し合わせ、さらに、

一、御新田不残十七ヶ村江被下置候ハ、惣高之内式拾八町引落拾八町片柳村江、拾町三室村江付ケ相残半分ハ拾七割半分ハ十七ヶ村高並ニ連見万之助取居村持高割ニ仕、其村々之地先ヲ用ひ、地先不足之村々ハ隣村之地先ニ而平ニ田地道法遠く不能成様ニ積り合可申可事

一、見沼之内御用水悪水堀方御普請之義、十七ヶ村ニ而御請負可申哉と一和方江御尋被遊候ニ付、右之如十七ヶ村江一和申問候、尤十七ヶ村之者相談仕御請負可仕由申ニ付、一和十七ヶ村惣代ニ書付差上申候、被仰付候ハ、御普請方割合之義ハ田地割合之通半分ハ高割ニ仕、最寄ニ而請取、御差図次第御普請成就可仕候、仮令損金御座候共其村々請取之分ハ急度仕立、難義ニ不能成管ニ相定申候事

一、十七ヶ村田地割合並相談之義ニ付寄合入用等、半分ハ高割半分ハ十七割ニ仕管ニ相極候事

右之通十七ヶ村御相談相定候ハ、少も相違仕間敷候、以上⁽¹⁵⁾というように、細部にわたって申し合わせ、新田請願を提出して

いる。これに対して、同年九月七日に幕府より許可が下り、これより四日後の九月一日には見沼一七ヶ村百姓惣代より請証文が提出されたのである。

一、……就夫奉願候通場所無帶割取、来春迄ニ不殘開発仕、来年より毛附可仕候、来成年迄畝下御免被成下亥年御検地奉請御年貢上納可仕候事

但、稲毛出来過不申候ため不殘早稲之種用意可仕候、就夫沼廻り用水堀御普請村々より罷在働仕……人足賃銀ヲ以村々当出来扱之内種ニ可成分引之可納

一、新田開発之儀、地平均畔を附候儀随分念入来春迄ニ急度仕立来年より最寄も不殘所毛附可仕候、若毛附難成場所所有之候ハハ其訳二月迄ニ御断申上、御差図給可申候、毛付之節ニ至帶義申上間敷候事

一、為冥加御普請料奉願候通、新田一反ニ付金一兩ツム田ニ難成畑ニ可仕場所ハ一反ニ付二一匁ツム来申より成迄三年賦ニ急度上納仕可納候

一、所々用水大溝通し御普請被仰付被下候小溝・道筋・小樋・少橋村々申合百姓共として自普請可仕候事¹⁶⁾

このように、①割当てられた土地は来春迄に残らず開発・植付をする。②畝下年季は三ヶ年とし、享保一六年に検地をうけ、年貢を上納する。③畝下年季の間は出来過ぎないように早稲の種籽を用意し、種籽代は普請人足賃から差引き調える。④地均し畦畔を来春迄に完成し植付をする。できない場所があれば二月迄に届出て差図をうけること。⑤新田の普請料として、田は一反に付金

一兩、畑は一反ニ付銀二一匁づつ三年賦で上納すること。⑥用水路は、大用水路は御普請、小用水路及び小樋・小橋などは自普請で行なう。など、新田の村請に關して具体的なことが定められ、見沼新田は村請新田として開発されていくのである。そして、享保一三年(一七二八)春には全ての開発工事が完了して、一三二八町五反歩の広さをもつ見沼新田が成立したのである。この新田地割は、「見沼開墾地割帳」によると、越後屋半蔵・最上屋助七・猿島屋長五郎の三人の江戸町人へ一〇〇町歩、三室村へ一〇町歩・片柳村へ一八町歩が割渡され、その他道路敷地分・所々代地分を合わせた都合約二四〇町歩を差し引いた九八七町七反八畝九歩が見沼一七ヶ村に割り渡されることとなったのである。この一七ヶ村の地割の方法は、新田請願いで申し合わせたように、半分の四九三町八反二七歩が一七ヶ村の平均割として一村平均二九町五畝歩が渡され、残りの四九三町九反一歩が高百石につき一八町六反六畝の割で高割りという方法がとられたのである。

このようにして割り当てられた新田は、新田領有権取扱規定の原則、つまり、幕府直轄領・私領の入り組んだ地先に展開する開発可能な土地の場合、私領が自領の地先だからとして勝手に開発することは許さず、幕府がその開発を許可し、同時にその地にできた新田は全て幕領に組み入れられる、という原則に基づき、見沼新田の場合も図(A)に示した如く直轄領・私領・寺社領の入り組んだ地先であり、全て幕府直轄領とされたのである。

ところで、このように割渡された新田に対して地代金を払うわけであるが、『地方凡例録』によると、新田畑になるべき場所を

見立て開発を願う際、空地でも海川でも地主のない場所は全て代官、地頭のものであり、開発すればその場所の地主となるので冥加として、其地が御料所であれば幕府へ、私領であれば地頭へいくらか差出して土地を買請ける形となるわけであり、臨時納物というものである、と記されているが、⁽²⁰⁾ここでは、「為冥加御普請料奉願候通新田一反ニ付金一兩ツ、田ニ難成畑ニ可仕場所ハ一反ニ付銀二十一匁ツ、来申より成迄三年賦ニ急度上納可仕候」とあるように、村請の場合には干拓・用排水施設に対し幕府に支出する普請料に対する代償の意味をもっていたのであろうと思われる。

以上、見沼新田の成立について見たが、次にその実態についてみていきたいと思います。

三

見沼沿村一七ヶ村に割り当てられた新田の村別反別は表(2)に示した如くである。三室村は二三町歩余で最も大きい数字を示しているが、後述するように三室村は五つの組に分かれていて各々が一村のような性格をもっていたので、一組平均約四五町ずつ割り渡されたことになる。また他の村の平均も、辻村の八〇町と間宮村の三二町という差はあるが、五〇町歩余ずつ割り当てられており、これは全て持添的に開発されていて、大間木村を除いては一村を立てていない。

ところで、見沼新田は、前述したように村請新田である。村請新田とは本来、村民全体の労力・資金を負担する新田で、親村耕地の不足分を補充することを一つの大きな目的としている。故に、

享保期における新田開発(上田)

表(2)

村名	新田	割	反	別	開発形式
三室村	223町	反7	畝24	歩	持添・一村
大間木村 (百姓15人)	41	6	4		持添
辻村	79	7	26		持添
大崎村	71	1	5	12	持添
下木崎村	66	5	1		持添
下土呂村	50	4		22	持添
高鼻村	47	7	1		持添
片柳村	74	4	2	13	持添
差間村	45	6	5		持添
大牧村	44	8	5	20	持添
行衛村	44	5	9	6	持添
上土呂村	44	1	6	28	持添
新井村	39	3	6	12	持添
宮本村	38	7	6	12	持添
西山村	36	3	3	29	持添
東山村	34	2	2	23	持添
間宮村	32	2	9	7	持添

『見沼新田開発地割帳』、「新編武蔵国風土記稿」七巻より作成

持添的に耕地を拡大して一村を立てないことが多いが、大規模なものになると、武蔵野新田に見られるように農民が定住して一村として成立することも少なくはない。しかし、いずれにしても当初は持添的であるわけである。このような型の新田は、江戸時代の一般農民の生産力が向上してきた段階の所産であると言える。しかし、見沼新田の場合は、農民の側から見ると、その村請開発の必要性は非常に薄く、村請新田としての性格は消極的であったといえる。これについて、次に三室村の場合と大間木村の場合をみていきたいと思います。

(イ)

三室村は、元小名を山崎・宿・馬場・松本・芝原と称す五つの組で構成されており、各組が一村のような性格をもっていた。それゆえ、新田も各組に割り当てられたのであるが、ここでとくに三室村山崎組新田についてみることにする。

三室村山崎組の開発時の土地状況は、表(3)のようである。

表(3)―A

地目	実数				%
	町	反	畝	歩	
上田	3	4	8	26	8.1
上ノ下田	13	5	6	22	31.5
中田	5	8	8	9	13.7
中ノ下田	12	3	6	25	28.7
下田	3	4	9	14	8.9
下ノ下田	—	—	—	—	—
上上ノ下田	—	—	—	—	—
上ノ下田	—	5	9	12	1.3
中ノ下田	—	3	7	3	0.9
中ノ下田	1	9	6	9	4.3
下田	—	8	4	3	1.9
見付田	—	4	8	15	1.1
敷	—	—	—	—	—
計	43	5	畝	18歩	100

表(3)―B

反別	実数	%
5反迄	17人	40.5
1町迄	13	31.0
2町迄	8	19.1
3町迄	2	4.7
4町迄	0	0
4町以上	2	4.7
計	42	100

表(3)―C

石高	実数	%
1石迄	1人	2.4
5石迄	15	35.7
10石迄	14	33.3
20石迄	9	21.4
30石迄	1	2.4
50石迄	1	2.4
50石以上	1	2.4
計	42	100

この表は、享保一六年(一七三二)七月の「三室村新田検地帳」(山崎組)によったものであるが、この表からもわかるように、土地所持状況は、一町以下が全体の七〇%を占め、特に五反未満が四〇%もいる反面四町以上、しかも八町歩余の者がいるという状態である。さらに、この新田は全員無屋敷の持添百姓で構成されており、親村である三室村山崎組にその生活の基盤を置いていたのである。このようなこととあわせて、元禄三年(一六九〇)の検地帳にも見られるように、屋敷持の百姓が全体の半分以上あり、石高も比較的安定した状態であり、このように安定した状態が却て村請新田に対しては、消極的であつたろうと思われるのである。このことはまた、手持ちの史料からは人口の面は明らかではないが、出入百姓がみられないことから推察されよう。

以上、三室村山崎組新田の場合は、親村の耕地拡大という村請新田の一つの意義は認められるのであるが、その性格は武蔵野新田の場合に比べて、きわめて消極的であり、且つ小規模なものであつたといふことができよう。

(ロ)

次に大間木村新田についてみることにしたい。

大間木村新田は、他村とは違った型で開発され、発展していくのである。

当村之義ハ、古名主御新田御願不申上候故、拙者共世話仕仲間へ相談いたし、御新田割合之義も其数三十四ト相究、連判目論見致置御願申候、因之御新田懸り御役等も三十四割ニ出シ来

表(4)

	持 有 者		無 持 有 者	
	実 数	%	実 数	%
5反迄	4人	26.7	15人	93.7
1町迄	7	46.7	1	6.3
2町迄	0	0		
3町迄	1	6.7		
4町迄	2	13.2		
4町以上	1	6.7		
計	15	100		100

享保期における新田開発(上田)

り候⁽²³⁾付、此度御新田割合之義も右之目論見通^(マ)三十三幸均割二
 とあるように、親村である大間木村は、理由はよくわからないが、当初は村請としての新田願いは出してないで、後になって、初めに開発を願い出していた大間木村の百姓有志一五人が中心となって開発希望者を募って新田の開発が行なわれたのである。そして、百姓一五人に対して割り渡された四一町六畝四歩の土地が村民有志の三三人に割り当てられることになったのである。
 このように、大間木村新田は、他の一六ヶ村と違って村民有志によって開発されたわけであるが、これはいわゆる「百姓寄合新田」という型のものとも違うと思われる。百姓寄合新田は、百姓仲間による資金の調達と開発地の分配・更に出百姓への譲渡による利潤の獲得という型をとるものであり、このような条件のもとに、百姓仲間が利潤の追求を主眼として設立されていた新田である⁽²⁴⁾。

しかし、この大間木新田の場合は、他の一六ヶ村とは違って村民有志によって開発されたのではあるが、享保一六年七月の検地帳にも出入百姓は全く見られず、割り渡された四〇町歩余りの新田は村民有志二一人だけで

表(5)

名前	前高 開発石	時高 開発石	屋敷
和 石	13.459	石	
一 七 右衛門	11.005	24.012	有
七 三 右衛門	6.825	27.045	有
三 小 右衛門	4.621	6.998	有
小 嘉 兵衛	4.227		
孫 右 衛門	4.180	8.587	有
五 郎 左衛門	3.958	32.448	有
吉 右 衛門	2.951		
金 三 郎	2.707	1.196	無
次 左 衛門	2.187	3.002	無
新 左 衛門	1.891	8.283	有
次 右 衛門	1.519	5.249	無
定 右 衛門	0.848	3.050	有
宇 右 衛門	0.697	7.331	有
伊 兵衛	0.600	3.068	有
計	61.690		

分割されているのである。又、土地所持状況は、表(4)にも示した通りであるが、このように屋敷持のうち、一町以下が全体の七〇%を占めていて、無屋敷の者のうち九三・七%が五反以下である、というように経営的には安定した構成とは言えず、百姓寄合新田の主眼である土地を売って利潤を追求しようという意向は全くみられないのである。しかし、開発以前の大間木村の様子はわからないが、当初より開発を願い出ている百姓一五人についてみて、表(5)にみられるように、開発の途中で割り当てを放棄したものか、または売り渡してしまったものかはわからないが新田に土地を所有しないものが三人ほどいるが、他はほとんどは新田での石高の方が明らかに高くなっており、また新田に屋敷をもつものが七五%もいることなどから、新田に生活の基盤を置い

たものと思われる。このような点からみると、耕地の拡大と人口の放出という村請新田の意義ははっきりと認められるのである。

この大間木新田は、発展して一村として成立するのであるが、いつ頃から親村と離れて一村としての性格を有すようになったのかについては明らかでない。寛政六年の年貢割附状は、親村である大間木村を通して出されたのではなく、直接大間木新田に出されたものであることから、この寛政六年に至る間に親村と離れた行政村落となっていたと思われる。又、この年貢割附状に、その比率は明らかでないが、他村よりの入百姓の存在も認められ、その村落構成は開発時のそれと比べて複雑なものになっていったであろうし、戸数も開発時の一五戸から、『新編武蔵国風土記稿』の記された文化・文政頃には二四戸に増えており、村落としての発展が認められるのである。

このように大間木新田は、耕地の拡大と人口の放出という村請新田の積極的な意味をもって開発され、それは、村請新田と百姓寄合新田との中間的な性格を示しながら展開していったのではないかと思うのである。

この点、この大間木村新田の場合は、他の一六ヶ村とは違った形態を示すものであるといえよう。

おわりに

以上、享保期における見沼地域の土地開発は、農民の側からの積極的必要性はみられず、その内容も消極的且小規模であったといえよう。これは、比較的安定した村を条件とする村請新田が、

ここでは、江戸に近いということ、畑が主であり商品作物の栽培が可能であること、などから水田による石高の増加をそれほど必要としない、というような逆の方向にいったのではないかと思われる。

要するに、享保改革は江戸幕府の行なった最初の大きな改革であり、その大きな目標であった年貢増徴策が、それまでのような大名の改易による幕府直轄領の拡大という形をとらず、年貢の徴収方法の改革と新田開発の促進という形をとって実施されたものであり、これは結局、元禄年間頃にほぼ固定化した直轄領四〇〇万石の支配領域の枠内で、幕府は実質的に年貢額の増加を進めていこうとする意図を示していたということができよう。このような背景の中で進められた新田開発には、町人請負新田や代官見立新田を軸として村請新田などが見られるが、村請新田の中でも、見沼新田は、新田開発の奨励と見沼代用水路開鑿に基づく経営全体の中で、幕府の財政拡充策の対象である新田村として設定され、幕府の支配の一環に組み込まれていったものと考えられるのである。

本稿を作成するにあたり、御指導を頂いた村上直先生に謝意を表するとともに、史料閲覧に便宜をはかって頂いた埼玉県立浦和文書館、吉本富男氏・大村進氏に厚く御礼を申し上げます。

註

(1) 『見沼代用水沿革史』一〇七頁

(2) 同右、七九―八三頁

- (3) 『刑錢須知』(「検地取斗並新田吟味知行割之事」三〇七号、一、武蔵野新田開発之覚附見沼新田之訳此末ニ記)
- (4) 『埼玉県史』第五卷、三八二頁
- (5) 岡村文書「貝沼新田開発御用書留帳」
- (6) 紀州流の治水功者。享保七年九月吉宗が將軍となるに伴って紀州より幕臣として迎えられる。翌八年には御勘定に登用され、十年十一月には勘定吟味役格となり、十二年六月には「吟味役のうちおのおのつかさどる事をわかたれ……新墾ならびに荒蕪開耕の事は井沢弥惣兵衛為永うけ給はり……」とあるように開発事業は一切為永が専掌することとなった。十六年十月には勘定吟味役に昇進。
 (『寛政重修諸家譜』第七輯、『徳川実紀』第八編)
- (7) 岡村文書「見沼新田開発御用書留帳」
- (8) 同右
- (9) 『埼玉県史』第五卷、三八二頁
- (10) 『新編武蔵国風土記稿』七・八卷
- (11) 『武蔵国郡村誌』第一卷
- (12) 「見沼開地割帳」
- (13) 武笠文書「武州見沼御新田願書並目論見帳」
- (14) 同右
- (15) 同右
- (16) 岡村文書、前掲史料、武笠文書、前掲史料
- (17) (9)に同じ
- (18) この三人の者については江戸の町人であることが明らかだけでなく他のことは全く不明であるが、『刑錢須知』の記録によると、見沼を江戸商人達が運上を出して漁獵の場
- としていたとあり、後にこの三人が新田を売り渡した山口屋藤左衛門もその一人であることや、「右三人之者ハ江戸町人ニ御座候処、享保年中見沼開発之以前見沼開墾仕度上り追々願出候得共終ニ御聞濟ニ不相成……」(武笠文書、前掲書)ということからも、彼らと同じような関係でこの地域とかかわっていたものと思われる。
- (19) 大石慎三郎著『享保改革の経済政策』一八三頁
- (20) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻、一〇四頁
- (21) (16)に同じ
- (22) 『武蔵国郡村誌』第一卷
- (23) 武笠文書、前掲史料
- (24) 木村礎、伊藤好一編『新田村落』一〇二頁。

享保期における新田開発(上田)